



許可番号 3610036720

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 151番地の1

氏 名 阿波バラス株式会社
代表取締役 榎本 生子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 平成29年12月6日

許可の有効年月日 平成34年10月28日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え
あり
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
汚泥(無機性のものに限る。)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類
(以上5種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

- (1) 積替え又は保管を行う産業廃棄物は知事が承認したものに限る。
- (2) 積替え又は保管を行う場所への産業廃棄物の搬入は、午後10時から翌日午前2時までの4時間とする。
- (3) 積替え又は保管を行う場所での産業廃棄物の保管期間は24時間以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成4年10月29日	新規許可	平成19年11月2日	更新許可
平成8年8月30日	変更許可	平成24年11月20日	更新許可
平成9年10月29日	更新許可	平成26年12月25日	変更届出 (代表者の変更)
平成14年10月29日	更新許可	平成29年8月21日	変更許可 (積替え保管の追加)
平成15年12月1日	変更許可 (汚泥の追加)	平成29年12月6日	更新許可
平成19年9月12日	変更届出 (燃え殻の廃止)		

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 所在地 | 徳島県阿波市吉野町西条字藤原46番39 |
| (2) 面積 | 200平方メートル |
| (3) 取り扱う産業廃棄物の種類 | がれき類 |
| (4) 保管の上限 | 173.33立方メートル |
| (5) 積み上げることができる高さ | 2メートル |

以下余白